平成22年４月１日から 平成23年３月31日まで	100
平成23年４月１日から 平成24年３月31日まで	100
平成24年４月１日から 平成25年３月31日まで	100
平成25年４月１日から 平成26年３月31日まで	100

２　この決定による改正は、平成27年４月１日から効力を発生する。

人事院公示第12号

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第４条の３第１項及び第４条の４第１項の規定に基づき、平成４年人事院公示第６号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成27年３月31日

人事院総裁　一宮なほみ

１　別表を次のように改める。

別表

年齢階層	最低限度額（円）	最高限度額（円）
20歳未満	4,475	13,005
20歳以上25歳未満	5,030	13,005
25歳以上30歳未満	5,585	13,573
30歳以上35歳未満	6,069	16,192
35歳以上40歳未満	6,475	18,680
40歳以上45歳未満	6,729	21,472
45歳以上50歳未満	6,654	23,984
50歳以上55歳未満	6,474	25,191
55歳以上60歳未満	5,878	24,139
60歳以上65歳未満	4,731	19,385
65歳以上70歳未満	3,930	15,991
70歳以上	3,930	13,005

２　この決定による改正は、平成27年４月１日から効力を発生する。

人事院公示第13号

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第17条の４第２項第２号並びに人事院規則16―０（職員の災害補償）第33条の２第１項及び第２項並びに第33条の11の規定に基づき、平成４年人事院公示第７号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成27年３月31日

人事院総裁　一宮なほみ

１　別表第１及び別表第２を次のように改める。

別表第１

期間の区分	率（単位％）
平成２年10月１日から 平成３年３月31日まで	125
平成３年４月１日から 平成４年３月31日まで	120
平成４年４月１日から 平成５年３月31日まで	116
平成５年４月１日から 平成６年３月31日まで	112
平成６年４月１日から 平成７年３月31日まで	109
平成７年４月１日から 平成８年３月31日まで	107
平成８年４月１日から 平成９年３月31日まで	105
平成９年４月１日から 平成10年３月31日まで	103
平成10年４月１日から 平成11年３月31日まで	101
平成11年４月１日から 平成12年３月31日まで	99
平成12年４月１日から 平成13年３月31日まで	98
平成13年４月１日から 平成14年３月31日まで	97
平成14年４月１日から 平成15年３月31日まで	96
平成15年４月１日から 平成16年３月31日まで	98
平成16年４月１日から 平成17年３月31日まで	100
平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで	100
平成18年４月１日から 平成19年３月31日まで	100
平成19年４月１日から 平成20年３月31日まで	100
平成20年４月１日から 平成21年３月31日まで	100
平成21年４月１日から 平成22年３月31日まで	100
平成22年４月１日から 平成23年３月31日まで	100
平成23年４月１日から 平成24年３月31日まで	100
平成24年４月１日から 平成25年３月31日まで	100
平成25年４月１日から 平成26年３月31日まで	100
平成26年４月１日から 平成27年３月31日まで	100

別表第２

期間の区分	率（単位％）
平成２年10月１日から 平成３年３月31日まで	120
平成３年４月１日から 平成４年３月31日まで	116
平成４年４月１日から 平成５年３月31日まで	112
平成５年４月１日から 平成６年３月31日まで	109
平成６年４月１日から 平成７年３月31日まで	107
平成７年４月１日から 平成８年３月31日まで	105
平成８年４月１日から 平成９年３月31日まで	103
平成９年４月１日から 平成10年３月31日まで	101
平成10年４月１日から 平成11年３月31日まで	99
平成11年４月１日から 平成12年３月31日まで	98
平成12年４月１日から 平成13年３月31日まで	97
平成13年４月１日から 平成14年３月31日まで	96
平成14年４月１日から 平成15年３月31日まで	98
平成15年４月１日から 平成16年３月31日まで	100
平成16年４月１日から 平成17年３月31日まで	100
平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで	100
平成18年４月１日から 平成19年３月31日まで	100
平成19年４月１日から 平成20年３月31日まで	100
平成20年４月１日から 平成21年３月31日まで	100
平成21年４月１日から 平成22年３月31日まで	100
平成22年４月１日から 平成23年３月31日まで	100
平成23年４月１日から 平成24年３月31日まで	100
平成24年４月１日から 平成25年３月31日まで	100
平成25年４月１日から 平成26年３月31日まで	100
平成26年４月１日から 平成27年３月31日まで	100

２　この決定による改正は、平成27年４月１日から効力を発生する。